

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

■基本方針

近年、我が国は、社会情勢の変動に伴い、地域での身近な交流や支え合いの基盤が弱まりつつあります。このような中、国は、従来の公的制度では支援できない複雑化・重層化する課題に対応するため、住民相互の支え合い・助け合いにより解決する仕組みである「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。この取り組みは、社会福祉協議会の目的である地域住民とともに住みよいまちづくりを進めていくことと一致しています。そこで、社会福祉協議会に対しましては、「福祉のまちづくり」で培った様々な経験を生かしながら、地域の社会資源をつなぎ、住民参加型の取り組みを充実させ、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが求められております。

このような状況を踏まえ、本会では「地域づくり」をキーワードに、かつての「おたがいさま」などといった、地域の人びとが互いに支え合える相互扶助を復活させ、地域住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域を目指し、互いに支え合う地域力の強化を図り、強いては災害時にもその地域力が発揮できるよう、元気高齢者をはじめとする地域住民、関係団体、行政、関係機関及び社会福祉法人・福祉施設等とともに、北斗市社協の基本理念である「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は「第2期北斗市地域福祉実践計画」の最終年に当たります。この5年間の取組を振り返り、現状の課題やニーズに即した地域福祉をさらに発展させた計画とするため、北斗市の第3期地域福祉計画と歩調を合わせ、新たな課題に対応した計画策定に取り組めます。

さらに、一昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の縮小や中止を余儀なくされてきました。ワクチン接種も3回目の接種が始まり、国内では収束の気配が感じられるようになりましたが、引き続き感染症対策を徹底し、可能な限り計画的に事業を実施できるように取り組めます。

【重点的取り組み】

(1) 介護予防運動から始める地域づくり

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」等による地域づくりの動機づけを図るため、ふまねっと運動によって誕生したボランティア団体「ほくねっと」とともに、誰もが楽しみながら行える「ふまねっと運動」や「レクリエーションボッチャ」などの介護予防運動の普及活動に取り組みます。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動支援

サロン活動で住民自ら指導的役割を有することによって、指導する人にとってもいきがい・介護予防につながることから、地域住民が自発的に介護予防運動のための「通いの場」となるサロンを開設し、参加者が互いに支え合い、人と人の繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大し、もって地域づくりに結びつくよう、ふれあい・いきいきサロンの普及活動に取り組みます。

(3) 相談支援体制の強化

コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付が行われましたが、償還猶予期間が満了し、今年度から償還が開始となります。これらの貸し付けを受けた方の生活相談や就労支援の充実を図るため、引き続き生活困窮者自立支援事業による相談支援体制の強化を図ります。

また、引きこもり等により就労経験に乏しく一般就労が困難な人に対し、就労体験を通じて社会参加への契機づくりに努めます。

(4) ボランティア活動の強化

市民活動サポートセンターで会員相互の有償ボランティア制度を導入し、センターの活性化と機能強化を図ります。

また、災害時には災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、災害時の災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、人材の確保・育成や平時からボランティアとの協力体制づくりを進めます。

(5) 地域福祉実践計画の策定

第2期地域福祉実践計画が最終年度となることから、この5年間の取組を振り返り、現状の課題やニーズに即した地域福祉をさらに発展させた計画とするため、北斗市の第3期地域福祉計画と歩調を合わせ、新たな課題に対応した計画策定に取り組みます。

(6) 職員育成の体制づくり

本会職員一人ひとりが社協に求められる役割を発揮できるよう、職員の資質向上と意識改革のための各種研修・講習等に積極的に参加させるほか、業務に必要とする資格取得希望者を支援し、人材の育成に取り組みます。

また、本会介護職員のキャリアアップ・スキルアップ等のための資格取得・研修参加等により、本会介護事業所における人材の育成に取り組みます。

■実施事業

基本目標1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

町内会を単位として、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り活動と日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業

① サロン活動支援事業

町内会やボランティア団体等が会館等を活用し、定期的・継続的に施設を開放しながら、各種の催しを計画し、高齢者等の閉じこもりを防ぎ、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、運営を支援します。

② ふれあい・いきいきサロン普及活動事業（市委託事業）

ふれあい・いきいきサロンを定期的を開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

① ふまねっと運動普及事業（市委託事業）

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を継続実施します。

② ふまねっとサポーター・インストラクターの育成

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

また、ふまねっと運動が介護保険事業所等にも普及するよう、ふまねっとインストラクターを養成します。

③ ふまねっと本体等購入費助成事業

ふまねっと運動などの介護予防運動を定期的実施する団体に対し、ふまねっと本体のほか、本会が別に定める介護予防用具の購入費の一部を助成します。

④ 誰もが参加できる介護予防運動の普及

介護予防運動を通して地域のつながりや絆・交流を深めるため、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる運動の普及を図るため、レクリエーションボッチャ市民交流大会を開催します。

(4) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動

認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案・運営等を支援する事業の検討を進めます。

(5) 高齢者見守り活動等の充実

歳末たすけあい募金を活用し、次の高齢者見守り活動等を実施します。

《高齢者見守り活動事業》

① ふれあい・見守り事業

上磯地区の70歳以上のひとり暮らし高齢者の居宅を訪問し、民生委員・児童委員の協力のもと、北斗市産の「ふっくりんこ」と「ななつぼし」を配布し、見守り活動を実施します。

② サンタクロース活動事業

大野地区の70歳以上のひとり暮らし高齢者の居宅を訪問し、大野農業高校の生徒がサンタクロースに扮して民生委員・児童委員等とともに、同校生徒等が制作した作品を配付し、見守り活動を実施します。

《歳末福祉見舞金の支給》

市民の善意である「歳末たすけあい募金」及び福祉灯油寄付金を原資として、歳末福祉見舞金を低所得の独居高齢者や遺児世帯、準要保護世帯に贈呈します。

(6) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

(7) 買い物支援事業

買い物が困難な地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人、地域のボランティア等が協働して、大型店舗等での買い物支援を行います。

基本目標 2 福祉の心を育む人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表するとともに、福祉活動の普及・推進のための講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

(2) ふれあい福祉まつり in 北斗の開催

福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、市内外の福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。

(3) ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための法人（施設）主催の事業に対し、本会が共催事業として参加し、その法人との連携を図ります。

(4) 社協だよりの発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓発活動として、「社協だより」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

また、ホームページによる社協事業の紹介やPRを行います。

(5) 福祉講座の開催

テーマを限定した中で、より専門的な福祉を学ぶ機会として福祉講座を実施します。

(6) 市民活動サポートセンター事業

高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を支援するとともに、ボランティアを行う提供会員と支援を受ける依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援する有償ボランティア事業を実施します。

また、同センターは災害時に災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、災害時の災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、人材の確保・育成や平時からボランティアとの協力体制づくりを進めます。

(7) 各種団体の活動支援

次の団体の事務局業務を担い、事業の運営を手助けするとともに、活動費の助成など活動の支援を行います。

- ① ボランティア連絡協議会
- ② 母子寡婦会
- ③ 老人クラブ連合会
- ④ 身体障害者福祉協会
- ⑤ 遺族会

(8) 戦没者慰霊会

戦没者慰霊会の事務局業務を担い、慰霊祭を実施します。

(9) ボランティア団体活動支援

ボランティア活動を行う高校及び団体に対し、活動費を助成します。

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーを配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び介護支援を実施します。

(2) 訪問介護事業

居宅における介護（介護保険、障がい者自立支援）のため、ヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護等を実施します。

(3) 軽度生活援助事業（市委託事業）

在宅のひとり暮らし高齢者等が自立生活の継続とともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うヘルパーを派遣します。

(4) 生活管理指導員派遣事業（市委託事業）

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

(5) 生活支援サービス事業

高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを活かした生活支援サービスを、生活支援コーディネーターとともに開発し、ボランティアの育成と活動支援の実施に向けて体制整備を進めます。

(6) 除雪サービス事業（市委託事業）

除雪ボランティアを市民活動サポートセンターに登録するとともに、市が決定した除雪サービス対象者にかかる除雪費用を各町内会等に支出します。

(7) 食の自立支援事業（配食サービス事業）（市委託事業）

市が決定した配食サービス利用者に対して食事を提供します。（調理・配達は他の社会福祉法人に委託）

(8) 法外介護サービス事業

介護保険や自立支援事業では対応できない法定外の介護サービス等について、市民活動サポートセンターと協力して利用者のサービスの充実に努めます。

(9) 家族介護者交流事業（市委託事業）

重度の要介護者を居宅で介護している家族に対して、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図るため、介護者相互の交流を実施します。

(10) 認知症対策

- ① 市が実施する「認知症初期集中チーム」に本会職員を参加させ、認知症対策に取り組めます。(市委託事業)
- ② 「ほくと市認知症の人と家族の会」の事務局業務を担い、認知症の人とその家族への支援と福祉の向上に努めます。

(11) 移動支援事業（市委託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行うため、ヘルパーを派遣します。

(12) 外出支援サービス事業（市委託事業）

交通機関の利用困難者に対して、医療機関による検査などの際に、移送用車両により送迎を行います。

(13) 福祉有償運送事業

介助を必要とする人の通院等にかかる移送サービスを実施します。

(14) 福祉機器貸出し事業

車いすや介護ベッド等を公的サービスの利用が困難な人に一時的に貸し出します。

(15) ファミリー・サポート・センター事業（市委託事業）

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、それぞれの会員同士による子育ての相互援助活動を支援します。

(16) 養育訪問支援事業（市委託事業）

「保護者の養育を支援することが必要な児童」、「保護者に監護させることが不適切と認められる児童」及び「保護者、又は出産後の養育について出産前に支援が必要と認められる妊婦」に対し、養育が適切に行われるように養育相談や指導、助言を実施します。

(17) 産前産後支援ヘルパー派遣事業（市委託事業）

産前・産後のため家事や育児が困難な家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣します。

(18) おもちゃサロン（あそBiBa）事業

年齢に応じた遊び方やおもちゃ遊びを通じた健全育成を目的に、安心して遊ぶことのできる場や保護者の息抜きの場を提供するとともに、保育士等による相談支援を実施します。

(19) 日常生活自立支援事業

日常生活に支障をきたしている人に対して、生活支援員を配置し、生活支援を行います。

(20) 法人後見事業

身寄りがなく、後見人への報酬を支払う資力のない市民への法人後見を受任し、生活の支援を行います。

(21) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとなどの相談に応じる「よろず相談所」を通年開設します。

(22) 生活困窮者自立支援事業（市委託事業）

北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニート、障がいなどで働くことに不安を抱えている人などに対して、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

また、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を受けた方の生活相談や就労支援の充実を図るため、引き続き相談支援体制の強化を図るとともに、就労経験がなく一般就労が困難な人に対し、就労体験を通じて社会参加への契機づくりに努めます。

(23) 生活困窮者等に対する安心サポート事業

生活困窮者を取り巻く環境は複雑化し、制度だけでは対応しきれない“制度の狭間”にある人に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業等を実施します。

(24) 生活福祉資金貸付

道社協からの事務委託により、離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症対策として行われた緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付に係る返済が始まることから、生活困窮者自立支援事業と連携した支援を実施します。

(25) 生活応急資金貸付

一時的な生活困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。

(26) 地域包括支援センター運営事業（市委託事業）

包括的支援業務として、高齢者の総合相談窓口、虐待対応など困難事例の対応等にあたるとともに、要支援認定者等にかかる介護予防計画の作成・支援業務を行います。

(27) 生活支援体制整備事業（市委託事業）

介護保険制度の地域支援事業の推進による地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービス等の基盤整備を図ります。

(28) 災害ボランティア活動の強化

災害時に備え、災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、職員研修の強化と市民講座を開催します。

また、災害発生時には市と協力して被災地のニーズの把握やボランティアの受け入れ及びその調整などを行う災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。

基本目標 4 組織体制の強化と基盤づくり

(1) 安定的財源の確保

本会がさらなる発展を遂げるために、次の事業等を展開し財源の確保に努めます。

- ① 市民から本会が評価されるよう、地域住民のための事業を展開します。
- ② 独自事業から市の委託事業に発展するよう、広域的又は市民協働による事業に取り組みます。
- ③ 市からの委託事業を積極的に受託します。

(2) 保健センター指定管理（市委託事業）

市から保健センターの指定管理者指定を受けて、センターの貸出業務・施設管理を実施し、併せて本会事務所の確保に努めます。

(3) 社協会員増強運動

町会連合会と協力して戸別会員の加入促進を図るとともに、各種団体や企業などの団体会員、賛助会員の増員を図ります。

(4) 役職員の研修強化

本会の運営力・経営力の向上を図るため、社協役職員研修等の充実に努めます。

(5) 職員の研修強化

新たな福祉課題に対応していくため、職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修・講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組みます。

(6) 福祉人材の確保

本会の経営する訪問介護事業所等が実施する福祉サービスの人材を確保するた

め、職業的従事者のみならず、ボランティアまで含めた、福祉サービス・活動を担う質の高い人材の育成に努め、働きやすい環境づくりを進めます。

(7) 事務局体制の強化

市民協働による地域づくりに重点を置き、地域福祉推進部門（市民活動サポートセンター）の機能強化と活性化を図ります。

また、引き続き緊急小口資金や総合支援資金の貸し付けを受けた方の生活相談や就労支援の充実を図るため、生活困窮者自立支援事業による相談支援体制の強化に取り組めます。

(8) 福祉懇談会

行政と福祉団体・関係機関等が互いに地域福祉について語り合うための場を設定し福祉懇談会を実施します。

(9) 北斗市共同募金委員会事務局

共同募金委員会の事務局業務を担い、次の募金運動を実施します。

① 赤い羽根共同募金活動

ア 募金活動として、戸別募金、企業募金、職域・学校募金、街頭募金活動等の運動の充実を図ります。

イ 赤い羽根共同募金の基本的なしくみ等について、広く市民に周知を図るため、社協だよりや本会ホームページ等を利用して広報活動を実施します。

ウ 本会独自の寄附金付きピンバッチを製作して募金活動を実施します。

② 歳末助け合い募金活動

町内会の協力を得て戸別募金を中心とした募金活動を実施します。

(10) 包括的相談支援体制の整備

「地域共生社会の実現」のための体制づくりとして、「生活困窮者自立支援事業」や「地域包括支援センター運営事業」、「法人後見人事業」、「各種相談事業」などの連携強化を図り、市内にある相談・支援機関とのネットワークにより、包括的相談体制と多機関協同事業の構築に取り組めます。

(11) 市民活動サポートセンター事業（一部再掲）

市民協働による「地域づくり」を目的として市民活動サポートセンターを設置し、高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を支え、協働による「地域づくり」を推進します。

また、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすため、災害救援活動の体制整備に取り組めます。

(12) 地域共生社会の実現のための支援の充実

本会が実施する、高齢者、障がい児者及び子育て家庭等への福祉サービスを核に、「地域共生社会の実現」の生活支援体制づくりに取り組めます。